

説明資料
(金融行政方針について)

金融審議会総会
令和3年9月13日

I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

- 金融機関に対して、**事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めている**とともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。
- **豪雨等の自然災害の発生時**には、金融機関に対して、**きめ細かな被災者支援を行うよう促していく**。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった**個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す**。
- **金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促す**。このため、事業者支援にあたっての課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。
- **地域経済全体の活性化**に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。
- **地域金融機関が**地域の実情等を踏まえ**持続可能なビジネスモデルを構築**するよう、対話を通じて経営改革に向けた取組みを支援していく。

II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

- **金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進**するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。
- **国際金融センターとしての地位確立**を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。
- **サステナブルファイナンスを推進**し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。
- **インベストメント・チェーン全体の機能向上**に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見える化等を進める。
- **マネロン等対策の強化**や**サイバーセキュリティの確保**のほか、**システムリスク管理態勢の強化**を促す。

III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

- 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、**データ分析の高度化を推進**する。
- 金融行政各分野の**専門人材の育成**を進めるとともに、**職員の主体的な取組みを奨励**する枠組みの一層の活用、**財務局とのさらなる連携・協働**、**職員が能力を発揮できる環境**の実現や、**質の高いマネジメントによる組織運営**を推進する。